

## 基本目標 2 「やっぱり田布施がいい」と思えるまちづくり

### (1) 地域に愛着を持ち、地域で活躍する人材の育成



<p>推進施策の展開</p>	<p><b>○地域人材と都市部人材の雇用の創造・拡大</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・若者の県・町内への定着に向け、田布施農工高校との包括連携協定を活かし将来の地域社会を担う人材育成に取り組みます。</li> <li>・地域を担う人材の活躍の場となる地元企業の経営基盤の強化を図るために、関係機関との密接な連携により、雇用の場の確保、地域経済の活性化に努めます。</li> <li>・都市圏からの移住や空き店舗等を活用する新たな事業者に支援を行い、都市部人材の活用を推進します。</li> </ul> <p><b>○空き家の有効活用による移住・定住の促進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新築志向の強い市場環境や相続家屋等の未管理、未活用など、空き家を取り巻く状況に対し、現地調査による実態把握や、不動産業者や専門アドバイザーによる伴走支援が行えるよう、総合的な相談体制を確立します。</li> <li>・空き家を価値のあるものと捉え、資源の有効活用に向けて、NPO や民間事業者が行うモデル性の高い空き家の活用・改修等を参考に、店舗兼住居や部分賃貸借など、新たな空き家リノベーションの可能性を模索します。</li> <li>・UIJ ターン者が生き生きと地域に根付いていける環境を地域住民との連携・協働で構築します。</li> <li>・ふるさと住民登録制度における二地域居住への対応を強化します。</li> </ul> <p><b>○地域社会を支える多様な担い手人材の確保</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市部からの UIJ ターン移住者や町内の副業的人材といった多様な人材の確保と定着を促進する施策を推進します。</li> <li>・「新しい担い手」に、農業や漁業に対する知識・技術を伝承する現場研修プログラムの確立に取り組みます。</li> <li>・「新しい担い手」の初期投資を軽減するため、国、県の補助金制度を活用した支援を実施します。</li> <li>・地域おこし協力隊卒業後、町内での定住・就業を目指せるよう、協力隊員が地域の中核的な役割を担う仕組みを構築します。</li> </ul>
<p>K P I</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域おこし協力隊終了後定住者数：1 名以上（現状 0 名（R2～R6））</li> <li>・移住就業・就農者数：5 名以上（現状 4 名（R2～R6））</li> <li>・ニューフィッシャー：2 名以上（現状 1 名（R2～R6））</li> <li>・移住支援金活用者：7 名以上（現状 6 名（R2～R6））</li> </ul>

## (2) 「交通空白」の解消等に向けた地域交通のリ・デザインの全面展開



<p>推進施策の展開</p>	<p><b>○田布施駅を中心とした地域交通のリ・デザイン</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・誰もが快適かつ安全に駅を利用できるよう、老朽化した駅舎の改築、トイレの整備、バリアフリー化など駅周辺環境の整備を推進します。</li> <li>・高校再編による通学環境に対応するため、駅舎改築計画にあわせて、駅周辺のお迎えや町外へ出かける方が快適に利用できる待合環境の改善を図ります。</li> <li>・地域交通事業者を含めた、多様な関係者との連携、協働等による持続可能な地域交通を目指し、田布施駅を中心とした地域交通のリ・デザインを展開します。</li> </ul> <p><b>○地域公共交通の利便増進に向けた「のりーね」の改善</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ダイヤ・運賃などのサービス面の改善を進め、地域のニーズにきめ細かく対応していきます。</li> <li>・最適な生活交通ネットワークの確保・維持に取り組み、利用者の利便性向上に取り組みます。</li> </ul>
<p>K P I</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・駅乗降客数：2,400人（現状2,000人）</li> <li>・「のりーね」の1運行あたりの輸送人員：2.5人（現状1.5人(R6)）</li> </ul>

◇田布施駅◇



◇のりーね◇



### (3) 行政手続のデジタル化の推進



<p>推進施策の展開</p>	<p><b>○行政手続のデジタル完結の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・マイナンバーカードを活用したオンライン町役場（公金受取口座活用、出生、引越手続等）などの整備に努めます。</li> <li>・行政手続の利用者と行政機関間のフロント部分のデジタル化だけでなく、行政機関内のバックオフィスを含めたプロセスの再設計に努めます。</li> <li>・広域自治体連携の枠組みを活用した情報システム整備による行政サービスのデジタル化に努めます。</li> </ul> <p><b>○サイバーセキュリティの確保</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実践的サイバー防御演習「CYDER」などを活用した専門人材の育成に取り組みます。</li> <li>・令和8年3月に策定した情報セキュリティポリシー（改訂版）の遵守によるセキュリティ事故防止に努めます。</li> <li>・最新のセキュリティ情報を加味した情報セキュリティポリシーの更新に努めます。</li> </ul> <p><b>○行政保有データのオープン化の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「オープンデータ基本指針」に従い自治体標準オープンデータセット※の公開に努めます。</li> </ul> <p><b>○デジタルデバйд対策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年齢、障がいの有無、性別、国籍、経済的な理由等にかかわらず、誰も取り残さない形で、全ての町民にデジタル化の恩恵を広くいきわたらせていく環境の整備に取り組みます。</li> </ul>
<p>K P I</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たにオンライン化した手続件数：+10件</li> <li>・サイバーセキュリティ事故：0件（現状0件(R6)）</li> <li>・自治体標準オープンデータセット公開率：100%（現状74%(R6)）</li> </ul>

※自治体標準オープンデータセットとは、デジタル庁がオープンデータの公開とその利活用を促進することを目的とし、公開ニーズの高いデータについて、データ作成時に準拠すべきルールやフォーマット等を取りまとめたものです。